

福島労働局 第14次労働災害防止計画

令和5年4月

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきたところである。

今般、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり福島労働局及び管内労働基準監督署（以下「局署」という。）、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「福島労働局 第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

1 計画のねらい

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等に配慮し、その有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化や価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

福島県内においては、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以

下「福島第一原子力発電所」という。)の廃炉作業が行われており、使用済燃料プールの燃料や燃料デブリの取り出しに向けた準備作業等が進められている。また、帰還困難区域等において、家屋の解体や除染作業等が行われており、除染に伴い発生した除去土壌等については、中間貯蔵施設等への輸送及び処理・保管が行われている。

このため、原発事故からの復興工事に伴う労働者の安全確保対策、放射線による健康障害防止対策、健康確保対策等の推進を図る必要がある。

(1) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

局署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、下表の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。局署は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項を下表のとおりアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値を比較して、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。(再掲) ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。
(イ) 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の廃炉作業並びに帰還困難区域等で行われる除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務(以下「除染等業務等」という。)に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の廃炉作業及び除染等業務等における安全衛生確保対策の徹底を図る。
(ウ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

<p>ている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</p>	
<p>(オ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p>	
<p>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027 年までに 45%以上とする。</p>	<p>・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。</p>
<p>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。</p>	<p>・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。</p>
<p>・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。</p>	<p>・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。</p>
<p>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</p>	<p>・林業について、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。</p>
<p>(カ) 労働者の健康確保対策の推進</p>	
<p>・年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。</p>	<p>・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。</p>
<p>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする</p>	<p>・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに</p>

<p>・使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</p>	<p>50%未満とする。</p>
<p>・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする</p>	
<p>(キ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>	
<p>・労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。</p> <p>・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</p>	<p>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。</p>
<p>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。</p>	<p>・増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率[※]を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</p> <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの</p>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、2023年以降、適時自主点検等の手法により、福島県内のアウトプット指標の状況を確認し、評価を行う。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性

(1) 福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染等業務、中間貯蔵施設等の工事等

東日本大震災以降、福島県内においては、福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染等業務、中間貯蔵施設等の工事及び復興工事等が行われている。

このうち、廃炉作業については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、1号機及び2号機の使用済燃料プールの燃料取り出しに向けた準備作業、2号機から開始予定の燃料デブリの取り出しに向けた調査や準備作業等が進められており、今後、高線量下における作業が予測されることから、安全確保対策、放射線による健康障害防止対策、熱中症予防等の健康確保対策が引き続き重要課題となっている。

また、原発事故による帰還困難区域等において、家屋の除染作業、インフラの整備作業等が行われていることから、これらに伴う作業の安全確保対策、被ばく線量管理、熱中症予防等の健康確保対策を図る必要がある。

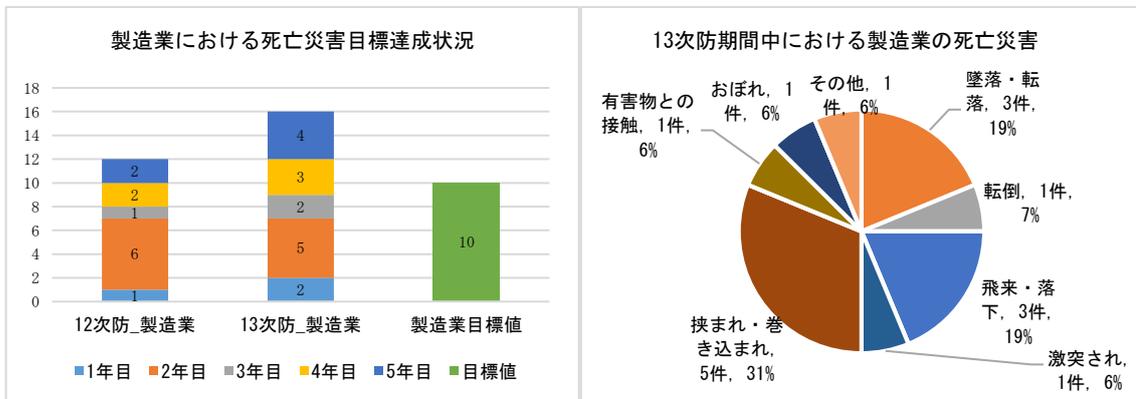
さらに、中間貯蔵施設等において、建設機械やコンベヤーを使用する作業が行われていることから、安全確保対策を徹底するとともに、被ばく線量管理、熱中症予防等の健康確保対策を図る必要がある。

加えて、帰還困難区域等において、建築物等の解体工事が行われているが、建築物等に吹付け石綿、石綿含有建材が使用されている場合があることから、解体工事の安全確保対策、熱中症予防等の健康確保対策に加え、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則等に基づき、石綿のばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)期間における福島県内の死亡災害の発生状況及び評価並びに対策の方向性

2018年から2022年までの5年間を計画期間とする13次防において、2022年の労働災害による死亡者数を17人以下とすることを目標として取り組んだ結果、2022年の死亡者数は21人となり、計画の目標を達成することはできなかった。

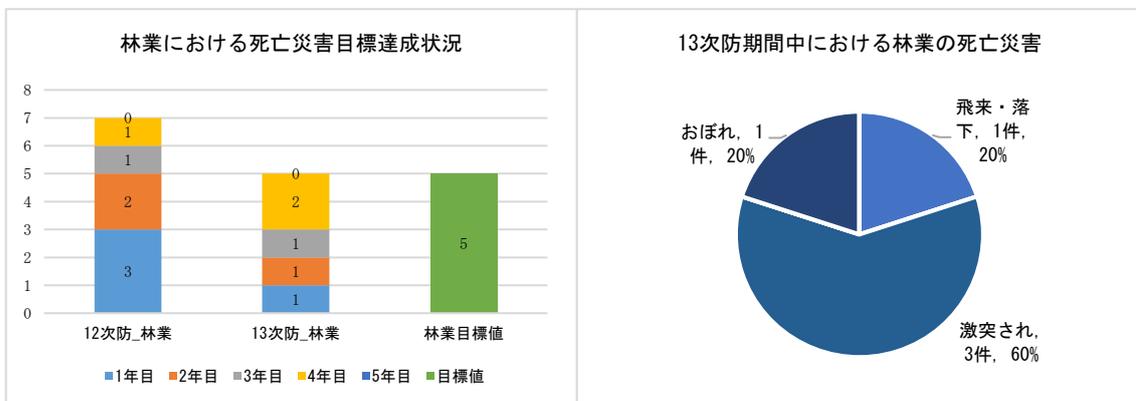
て15%以上減少) を目標として取り組んだ結果、2018年から2022年までの死亡者数の総数は16人となり、計画の目標を達成することはできなかった。



13次防期間中の5年間における死亡災害を事故の型別に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く全体の約3割(31%)を占め、「墜落・転落」及び「飛来・落下」が約2割(19%)と続く。

ウ 林業

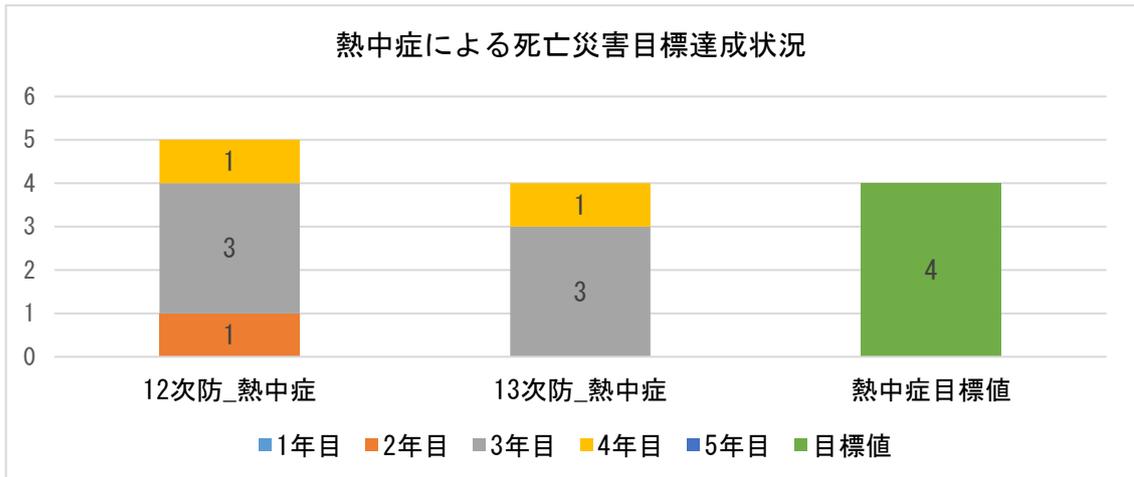
林業においては、2018年から2022年までの5年間における労働災害による死亡者数の総数を5人以下とすること(12次防の計画期間である2013年から2017年までの5年間の総数と比較して15%以上減少)を目標として取り組んだ結果、2018年から2022年までの死亡者数の総数は5人となり、計画の目標を達成した。



13次防期間中の5年間における死亡災害を事故の型別に見ると、「激突され」が6割と最も多い。

エ 熱中症

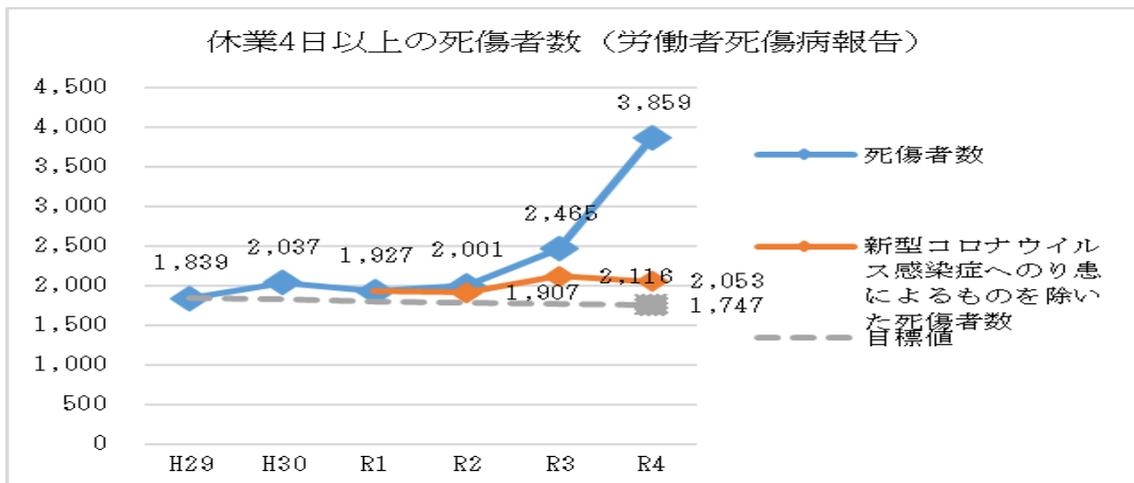
熱中症による死亡災害については、2018年から2022年までの5年間における死亡者数の総数を4人以下とすること(12次防の計画期間である2013年から2017年までの5年間の総数と比較して5%以上減少)を目標として取り組んだ結果、2018年から2022年までの死亡者数の総数は4人となり、計画の目標を達成した。



(3) 13次防期間における福島県内の死傷災害の発生状況及び評価並びに対策の方向性

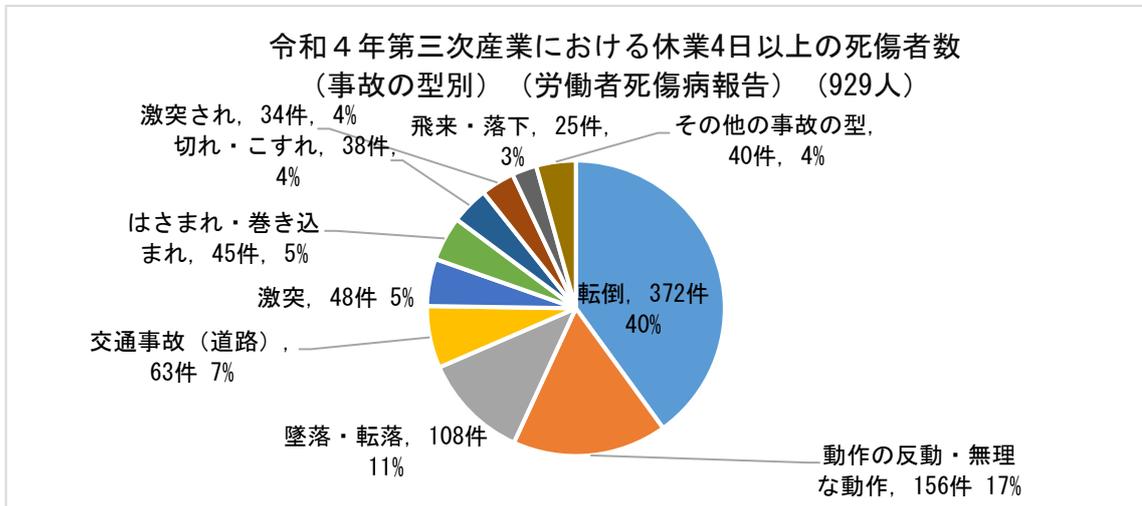
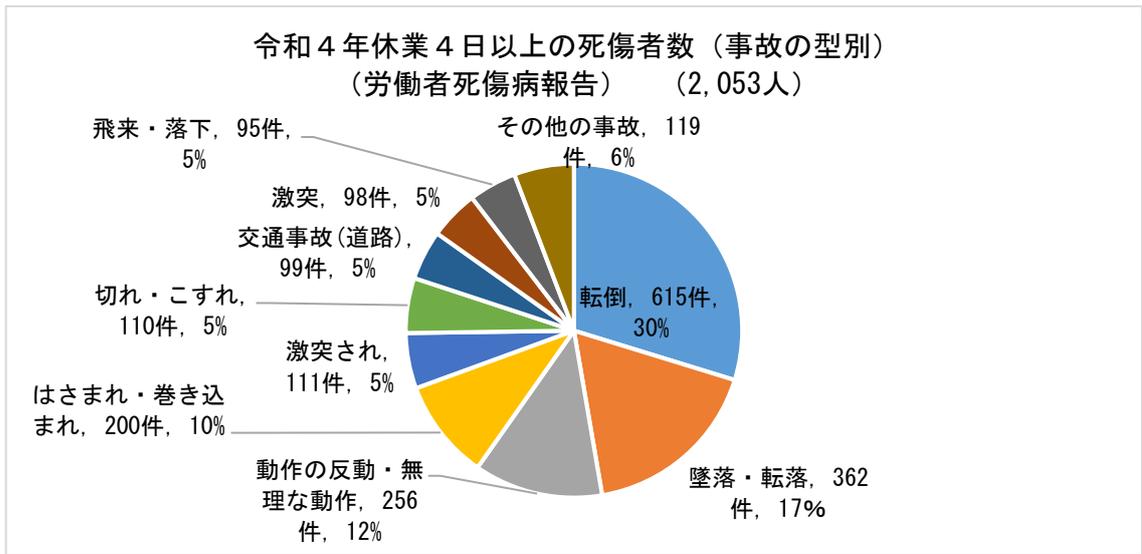
ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、13次防期間中、増加の一途をたどっている。令和2年から4年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数は増加傾向にある。

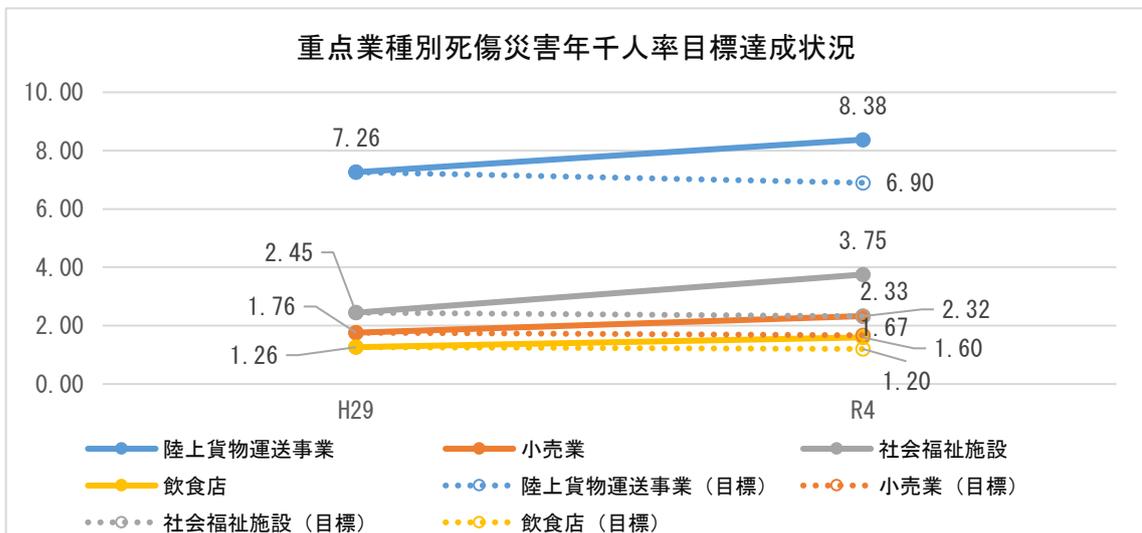


新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死傷災害の内訳は以下のとおりである。

- ・事故の型別では、「転倒」（30%）、「動作の反動、無理な動作」（12%）が労働災害全体の約4割（42%）を占めている。
- ・業種別では、第三次産業が4割以上を占めており、その内訳は、「転倒」が40%、「動作の反動・無理な動作」が17%と、労働者の作業行動に起因する労働災害が5割以上を占めている。

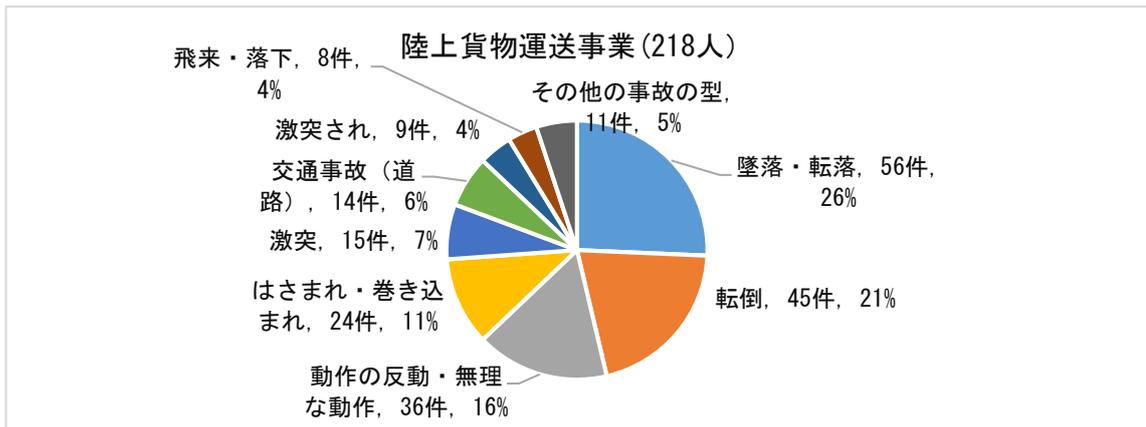


イ 重点業種別の死傷災害の発生状況及び評価並びに対策の方向性



(ア) 陸上貨物運送事業（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）

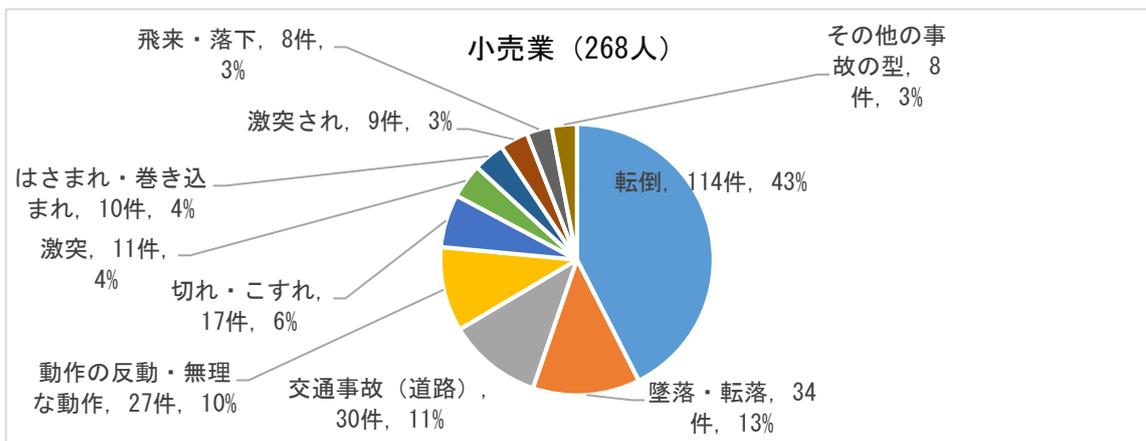
陸上貨物運送事業においては、2022年の労働災害による死傷者数を年千人率で6.90以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数218人、年千人率8.38となり、計画の目標を達成することはできなかった。



事故の型で見ると、「墜落・転落」が全数の約1/4程度を占め、最多となっているほか、「転倒」の21%に続いて、「動作の反動・無理な動作」が16%と、労働者の作業行動に起因する労働災害が多く発生している。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

(イ) 小売業（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）

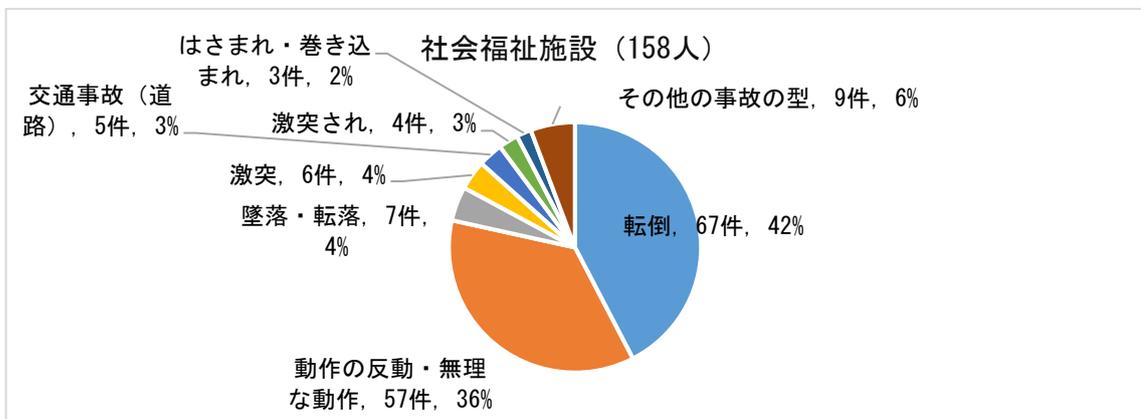
小売業においては、2022年の労働災害による死傷者数を年千人率で1.67以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数268人、年千人率2.33となり、計画の目標を達成することはできなかった。



事故の型で見ると、「転倒」のみで全体の4割以上を占めており、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、「動作の反動・無理な動作」がそれぞれ約1割と続く。転倒災害防止対策を含めた労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の強化のほか、はしごや脚立を用いた作業における墜落災害防止対策の強化や、営業職員等に対する交通労働災害防止対策の徹底等が必要である。

(ウ) 社会福祉施設（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）

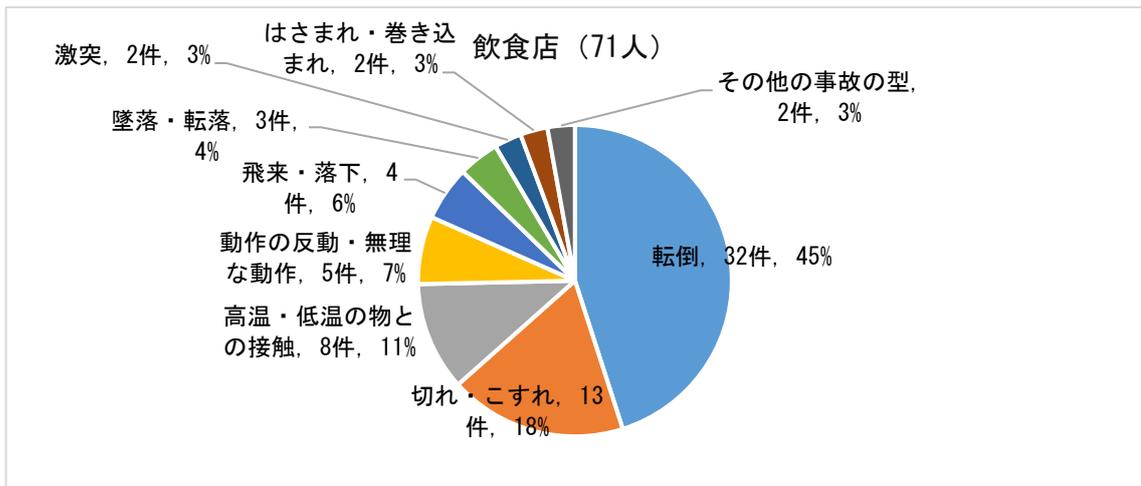
社会福祉施設においては、2022年の労働災害による死傷者数を年千人率で2.32以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数158人、年千人率3.75となり、計画の目標を達成することはできなかった。



事故の型で見ると、「転倒」が42%、「動作の反動・無理な動作」が36%と、合わせて全体の約8割を占めており、労働者の作業に起因する労働災害の割合が極めて高くなっている。労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の強化が必要である。

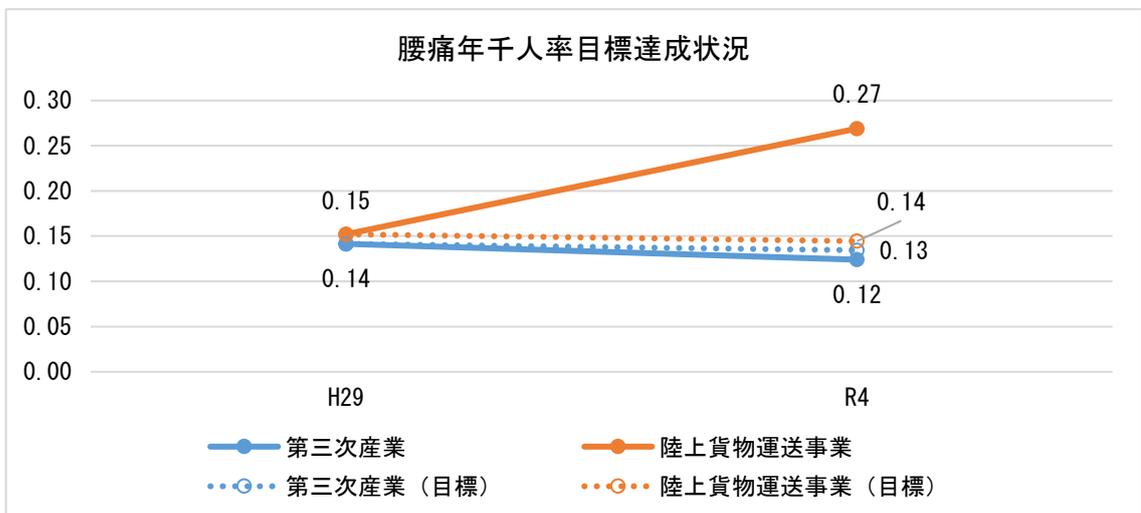
(エ) 飲食店（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）

飲食店においては、2022年の労働災害による死傷者数を年千人率で1.20以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数71人、年千人率1.60となり、計画の目標を達成することはできなかった。



事故の型で見ると、他の三次産業の業種同様に「転倒」が最も多く全体の4割以上を占めるほか、「切れ・こすれ」が18%、「高温・低温の物との接触」が11%と、手工具による切傷や、高温物による火傷が目立つ。転倒災害防止対策の強化のほか、厨房等における切傷、火傷対策の強化が必要である。

ウ 腰痛による死傷災害の発生状況及び評価



(ア) 第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店に限る）

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店に限る）においては、腰痛による2022年の労働災害による死傷者数を年千人率で0.13以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数25人、年千人率0.12となり、計画の目標を達成した。

(イ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業においては、腰痛による2022年の労働災害による死傷者

数を年千人率で0.14以下とすること（2017年と比較して5%以上減少）を目標として取り組んだ結果、2022年は死傷者数7人、年千人率0.27となり、計画の目標を達成することはできなかった。

（4）労働者の健康確保を巡る全国の動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関係

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、使用する労働者数50人以上の事業場で94.4%である。一方、使用する労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で70.7%、10～29人で49.6%となっており、特に使用する労働者数30人未満の小規模事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調である。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

使用する労働者数50人未満の事業場がメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和2年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取り組み方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいらない（26.3%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われる等痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和3年：8.8%（労働力調査））ものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間※を削減する必要がある。

※休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある（令和3年：58.3%（就労条件総合調査））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある（令和4年：5.8%（就労条件総合調査））が、引き続き、労働者の健

康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務がない、使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は 41.1%（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さいほど、その割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（5）化学物質等による全国健康障害の現状と対策の方向性

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が全国で年間約 500 件（福島県内は年間 10 件前後）発生しており、減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。しかしながら、事業場の化学物質対策の取組状況について、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質の全てについ

て、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントを実施している事業者の割合は、令和3年において、それぞれ69.9%、77.9%、66.2%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、全国で毎年20人以上の労働者が死亡している（福島県内は13次防期間中に4人）。さらに、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約300件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

（6）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策を講じる責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であるとの考えを、広く浸透させる努力を引き続き行っていく。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と、それが社会的に評価される環境を整備する必要がある。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引等でもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成等が考えられる。

このほか、中小事業者が自社の安全衛生対策に優先して取り組むために、安全衛生対策に要する費用を国が助成すること等が有効と考えられる。また、局署が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注時において国や事業者が安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等において働く労働者の安全衛生管理を実施する上で、その一環と

して、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対するリテラシーを育むことで、学生は、卒業後、事業場における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、局署や安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

等を説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (3) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (4) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (6) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (7) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (8) 労働者の健康確保対策の推進
- (9) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・局署や労働災害防止団体が行う労働災害防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタント等を活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・①誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策を講じる責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であること、②消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれる点への理解が求められることについて、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（2（6）参照）。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」、「健康経営優良法人認定制度」等の制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法を工夫する。
- ・安全衛生対策に取り組むことによって得られる経営や人材確保・育成上の実利的なメリットや、安全衛生対策に取り組まないことによって生じ得る損失について周知することにより、中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する。
- ・本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知において、他の事業場の個別具体的な好事例を周知することにより、事業者の具体的な取組に繋がるよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・局署による安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する局署や関係機関の職員の指導力の向上を図る。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の利用、記載内容の充実等に取り組む。

（イ）（ア）の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告の方法について、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進するため、報告は原則として電子申請とするよう積極的に周知する。

ウ 安全衛生対策におけるDXの推進

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ AI やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・ 健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・ 法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・ 効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進する。
- ・ 法に基づいて事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)の周知を図る。

(2) 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進

ア 福島第一原子力発電所の廃炉作業における安全衛生確保対策

(ア) 被ばく線量管理、放射線障害防止対策

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成27年8月26日付け基発0826第2号。以下「1Fガイドライン」という。)に基づき、東京電力ホールディングス(株)、元方事業者、関係請負人に対して、労働者への線量計の装着及び被ばく線量の通知等、適切な被ばく線量管理を実施するよう徹底を図る。

また、被ばく低減対策のため、放射線防護措置等の作業計画の作成及び同計画に基づく作業を実施するよう徹底を図る。

(イ) 安全衛生対策

① 「1Fガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制を確立させるとともに、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置、新規入場者及び作業指揮者等に対する安全衛生教育を実施するよう徹底を図る。

② 厳しい作業条件下の作業等も実施されていることから、作業開始前等における労働者の体調確認を徹底させるとともに、定期的な健康診断及びその結果に基づく事後措置を実施するよう徹底を図る。

また、熱中症予防対策については、「1Fガイドライン」に基づく作業環境管理及び作業管理等を実施するよう徹底を図る。

③ 長距離の移動を必要とする労働者もいることから、交通ルールの遵守の徹底に加え、運転者の業務負担の配慮を行うよう周知及び指導を行う。

(ウ) 緊急作業に従事した者に対する健康管理対策

原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用する等、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策の徹底を図る。

(エ) 関係機関等との連携

- ① 原子力規制庁、福島県等関係機関と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、局署にて実施する各施策の推進について協力を求める。
- ② 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会において、関係省庁・関係市町村との情報共有を行う。

イ 除染等業務等における安全衛生確保対策

(ア) 健康障害防止対策

- ① 除染等業務については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号)等に基づき、被ばく線量管理、保護具の使用、除染等業務特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう徹底を図る。
- ② 特定線量下業務については、除染電離則及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 24 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号)等に基づき、被ばく線量管理、特定線量下業務特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう徹底を図る。
- ③ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務については、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」という。)及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 2 号)等に基づき、被ばく線量管理、保護具の使用、事故由来廃棄物等処分業務特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう徹底を図る。

また、電離則の適用を受けない業務については、除染等業務と同様、除染電離則等に基づく措置を確実に実施させる。

- ④ 除染等業務等の発注機関、福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会と情報交換を図り、作業現場の状況の把握と現場指導を効果的に実施する。

中間貯蔵施設については、中間貯蔵施設災害防止協議会を開催し、労働災害防止の取組等の情報共有を図るとともに、自主的な安全衛生活動の推進を図る。

(イ) 労働災害防止対策

- ① 除染等業務等については、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、コンベヤーによる巻き込まれ防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策を実施するよう徹底を図る。
- ② 長距離の移動を必要とする労働者もいることから、交通ルールの遵守の徹底に加え、運転者の業務負担の配慮を行うよう周知及び指導を行う。

(3) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・ 積雪・凍結を原因とする冬季特有の転倒災害を防止するため、「福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）」実施要綱に基づき、通路や作業場所の凍結等による危険防止などの取組を徹底する。

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等について研究が進められる予定であることから、研究の成果を広く周知する。
- ・ 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。
- ・ 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及を図る。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、「Sport in Life プロジェクト」（スポーツ庁）の周知を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提

示・周知する。

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。
- ・「福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）」実施要綱の周知を図る。

（４）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。（再掲）
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。（再掲）

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）の周知を図る。（再掲）

（５）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和３年３月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和４年７月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。

- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- ・技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、イメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を掲示する等、危険の「見える化」の促進を図る。

（6）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等に関して、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和5年4月に施行されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について検討される予定であることから、新しい施策が示された際には、これを積極的に推進する。

（7）業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。（再掲）

（イ）（ア）の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割（福島県内は約5割）が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、効果的な腰痛予防対策の積極的な周知・普及を図る。

イ 建設業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

（イ）（ア）の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・建設業における死亡災害の約4割（福島県内は約2割強）が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策について検討が進められた際には周知・普及を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、国土交通省東北整備局と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれ等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・製造業で使用される機械等について、国際的な安全規格と整合を図る等、安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しが行われた際には、それに基づいた周知・啓発を行う。
- ・機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係

事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る。

- ・森林管理署や福島県及び各市町村、林業・木材製材業労働災害防止協会と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、林業・木材製材業労働災害防止協会の安全管理士や福島県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

(8) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・福島産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における支援制度の周知を図る。
- ・ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用に向けて周知を図る。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）について、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等

- ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
- ③ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）に基づく労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
 - ① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。
また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
 - ② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両

立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットについて、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象として、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改訂）等の周知啓発を強化する。また、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進する。このため、福島県地域両立支援推進チーム等を通じて福島県内の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、（独）労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。
- ・福島産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、引き続き中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における支援制度の周知を図る。
（再掲）

(9) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
 - ①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため周知を図るとともに、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

- ・労働者の化学物質のばく露防止に向け、呼吸用保護具の適切な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向け補助金制度の活用を含めた周知を行う。
- ・化学物質管理者講習等の講習受講の勧奨、選任義務及び職務の周知を図る。
- ・適正な化学物質管理に向けた取組について、技術的な支援を受けることできる「相談窓口」、「訪問指導」の周知を図る。
- ・関係団体と連携して、化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家を含めた専門家のリスト等の提供体制等を整備する。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・令和4年度を初年度とする「石綿ばく露防止対策5か年計画」等に基づき、建設業等の店社及び現場に対して、石綿ばく露防止対策の周知及び指導を行う。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底を図る。
- ・石綿総合情報ポータルサイト、石綿事前調査結果報告システム等の周知を図るとともに、事前調査結果等の報告を徹底させる。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（改訂予定）等の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、福島県等と連携するとともに、発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び

適正な使用の推進等に取り組む。

- ・トンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康管理システム」について、事業者に対し当該システムの活用を促す。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。(再掲)

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・医療機関に対して、労働者の安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するよう指導を行う。
- ・東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所の廃炉作業を行う事業者に対し、労働者の安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健

康管理等を徹底するよう指導を行う。